

マイナ保険証に関する当院の取り組みとお知らせ

- ① マイナ保険証からのオンライン資格確認などを行う体制を整えています。
- ② 上記①により、診療情報（受診歴・薬剤情報など）が取得できます。それを活用して、質の高い医療を提供しています。
- ③ 電子処方箋を発行する体制を整えています。
- ④ 正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証の利用を促進するため、ご協力をお願いいたします。

以上の理由から、令和6年6月1日より（令和6年10月1日、12月1日、令和7年4月1日、10月1日に一部点数改定）、以下の診療報酬について、厚生労働省の告示に基づき算定しています。

【医療情報取得加算（初診時／月1回）（再診時／3月1回）】

- 初診については1点（10円／点）
- 再診については1点（10円／点）

【医療DX推進体制整備加算1～3（初診時／月1回）（電子処方箋を発行することができる医療機関）】

—当院マイナ保険証利用実績に応じて点数が毎月変動—

- 加算1については12点（10円／点）
- 加算2については11点（10円／点）
- 加算3については10点（10円／点）

上記内容やその他、ご不明な点がございましたら、受付までお申し出ください。よろしくお願ひいたします。